

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱

制定 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に規定する重点対策加速化事業（省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策を加速化する取組）として実施する京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金は、中小事業者の高効率機器導入促進事業（以下「補助事業」という。）として、中小事業者が高効率機器の導入による省エネ改修を実施する場合に、その経費の一部を補助することにより、エネルギー利用機器の高効率化が進み、本市における 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成、ひいては 2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に貢献することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 条 補助金は、一般社団法人京都知恵産業創造の森が、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業実施要領に基づき実施する事業に要する経費のうち、別表に掲げるものであって、市長等が適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第 4 条 条例第 9 条の規定に基づき交付申請を行わなければならない。

2 条例第 9 条に規定する市長等が定める期日は、補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする日までとする。

3 条例第 9 条に規定する申請書の様式は、第 1 号様式とする。

4 条例第 9 条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（経費内訳を含む。）

(決定の通知)

第 5 条 条例第 10 条の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第 12 条に基づき京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付（不交付）決

定通知書（第２号様式の１又は２）により通知するものとする。

（標準処理期間）

第６条 市長等は、条例第９条による申請が到達してから２０日以内に条例第１０条各項の決定をするものとする。

（変更等の承認の申請）

第７条 条例第１１条第１項第１号による補助事業等の内容の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金変更承認申請書（第３号様式）によって行うものとする。

２ 条例第１１条第１項第１号に規定する市長等が定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１） 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの

（２） 補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更

３ 条例第１１条第１項第２号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金中止・廃止承認申請書（第４号様式）により行うものとする。

４ 市長等は、第１項の規定に基づく申請書を受理し、内容を審査のうえ、承認又は不承認の決定をしたときは、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（第５号様式の１又は２）により通知するものとする。

５ 市長等は、第３項の規定に基づく申請書を受理し、内容を審査のうえ、承認することを決定したときは、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金中止・廃止承認通知書（第６号様式）により通知するものとする。

６ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受けることとする。

（事業完了の届出）

第８条 条例第１８条第１項に規定する報告書の様式は、第７号様式とする。

２ 条例第１８条第１項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

（１） 事業実施報告書

（２） 収支決算書（経費内訳を含む。）

（補助金等の交付額の決定等）

第９条 市長等は、前条の規定による報告を受けた場合においては、同条の報告書及び市長等が定める書類の審査等により、補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、条例第１９条に基づき京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付額決定通知書

(第8号様式)により通知するものとする。

(交付の時期)

第10条 市長等は前条の規定による補助額の決定後、補助金を交付するものとする。

2 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第9号様式)に事業区分ごとの内訳及び執行計画を添付し、市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に記載のない事項については、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱によることとし、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	補助対象経費	補助率
事業費	補助事業の実施に要する経費	定額
事務費	諸謝金、旅費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、賃金、通信運搬費、光熱水費、印刷製本費、雑役務費、委託料並びにその他必要な経費	定額

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱
第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請事業名

2 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

経 費 金 円

補助対象経費 金 円

申 請 額 金 円

4 補助事業の経費の配分及び使用方法

収支予算書のとおり

5 補助事業開始及び完了予定期日

年 月 日～ 年 月 日

第2号様式の1（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました上記補助金につきましては、
下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業
補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

1 交付予定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により
立入調査又は質問をすることがあります。
- (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
- (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
- (5) 補助事業等中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける
必要があります。
- (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったと
きは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。
- (7) その他市長等が必要と認める条件

（※ 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。）

第2号様式の2（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました上記補助金につきましては、
下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進
事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

不交付理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった補助事業について、下記
のとおり変更したいので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱第7条
第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった下記1の補助事業を下記2
の理由により ☐中止 したいので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付
☐廃止

要綱第7条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 中止・廃止する事業名

2 理由

注 該当する□に✓を記入してください。

第 5 号様式の 1（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり承認することを決定しましたので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更の内容 年 月 日付け変更承認申請書のとおり
- 2 変更後補助金交付予定額 金

第5号様式の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森

理事長

京都市長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり不承認とすることに決定しましたので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

不承認理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
 理事長

京都市長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました上記補助金につきましては、
下記のとおり承認することを決定しましたので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業
補助金交付要綱第 7 条第 5 項の規定に基づき通知します。

記

1 申請事業名

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助事業について、補助事業を完了しましたので、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により事業の実績を、下記のとおり報告します。

記

1 申請事業名

2 申請実施期日

年 月 日～ 年 月 日

3 補助事業の概要と効果

事業実施報告書のとおり

4 補助事業に要した経費及び補助金交付申請額

経 費 金 円

補助対象経費 金 円

申 請 額 金 円

5 補助事業の経費の配分及び使用方法

収支決算書のとおり

第 8 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地

名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

京都市長

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定した上記補助金につきまして、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助交付額を確定したので通知します。

記

1 事 業 名

2 交付確定額 金 円

（あて先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地
名 称 一般社団法人京都知恵産業創造の森
理事長

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました補助金につ
きまして、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定
に基づき、下記のとおり請求します。

記

1	交 付 決 定 額	金	円
2	概 算 払 受 領 済 額	金	円
3	今 回 請 求 額	金	円
4	残 額	金	円